

2007

ディスクロージャー資料

業務及び財産の状況に関する説明書類

平成19年度

(平成19年7月3日～平成20年3月31日)

いきいき世代株式会社

2008/07/17

社長挨拶

当社、いきいき世代株式会社は、雑誌「いきいき」から生まれた共済会「いきいき世代の会」を母体とした少額短期保険業者です。少額短期保険業者は、2006年4月に改正された保険業法で新しく定められた、生命保険会社や損害保険会社とは異なる業態として生まれ、様々な保険商品を取り扱うお客様のニーズにマッチした組織体として期待されています。

人生の最後まで、不安なく生きていくための支えとなるしくみをつくりたい、この思いをかたちにしたのが、2002年10月にスタートした医療共済『いきいき世代』です。手ごろな掛金を出し合うことで、病気やケガで入院や手術をしたときに支え合うこのしくみは、シンプルで安心と多くの方に共感していただきました。そして、ご加入いただいた方は、約5年間で2万6千人を超えました。少額短期保険業者として新たにスタートした医療保険『新 いきいき世代』は、この支え合う関係を変えることなく、これまでの仲間たちとともに出発しています。

『新 いきいき世代』は、共済から保険になり、雑誌「いきいき」の定期購読者に限らず、満20歳以上満79歳以下の方であればだれでもお申し込みいただけることになりました。さらに広く、大きな支え合いをめざし、どこにもない“こころ”のこもったしくみを今後も続けていきたいと思えます。

2007年12月10日に、当社は共済会から「事業譲渡」および「業務及び財産の管理の委託」を受けて、本格的に事業を開始いたしました。2008年2月より、『新 いきいき世代』を募集し、3月より共済会の既存契約の切替を順次行い、多くの方に継続していただき、順調なスタートを切っております。既存契約の切替えが最後のお一人まで完了すべく徹底的にご案内をしております。お客様とのコミュニケーションを大切に、ダイレクトな“あたたかい”サービスを今後も続けていく所存です。

いきいき世代株式会社では、役職員全員がお客様お一人おひとりの思いを大切に、少しでも人生の支えとなるべく鋭意努力し、業務に励んでおります。

今後とも、みなさまの一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

いきいき世代株式会社

代表取締役社長 本間 尚登

目次

| | |
|--|----|
| 1. 当社の概況および組織に関する事項 | |
| (1) 経営理念 | 4 |
| (2) 会社の特長 | 4 |
| (3) 会社の沿革 | 6 |
| (4) 経営の組織 | 7 |
| (5) 株式の状況 | 8 |
| (6) 役員の状況 | 9 |
| (7) 使用人の状況 | 9 |
| 2. 当社の主要な業務の内容 | |
| (1) 取扱商品 | 10 |
| (2) 取扱サービス | 12 |
| (3) 再保険の状況 | 13 |
| (4) 保険の募集方法について | 14 |
| (5) 給付金のお支払について | 15 |
| 3. 当社の主要な業務に関する事項 | |
| (1) 直近の事業年度（2007年度）における業務の概況 | 16 |
| (2) 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標 | 18 |
| (3) 直近の2事業年度における業務の状況 | 19 |
| (4) 責任準備金の残高の内訳 | 26 |
| 4. 当社の運営に関する事項 | |
| (1) リスク管理の体制について | 27 |
| (2) 法令遵守の体制について | 28 |
| (3) 個人情報保護と取扱いについて | 30 |
| 5. 当社の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項 | |
| (1) 計算書類 | 32 |
| (2) 保険金等の支払能力の充実の状況 | 40 |
| (3) 有価証券または金銭の信託に関する取得価額または契約価額、 時価および評価損益 | 41 |
| (4) 公衆の縦覧に供する書類に関する会計監査人の監査の有無 | 41 |
| (5) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書に関する 公認会計士または監査法人の監査証明の有無 | 41 |

1. 当社の概況および組織に関する事項

(1) 経営理念

当社の経営理念は、以下の通りです。

いきいき世代は、
いきいき読者をはじめ
すべての加入者の「不安」を解消し
連帯感をもって共に歩める
「安心」を提供する

(2) 会社の特長

当社は、いきいき読者の支え合いを理念とする共済会「いきいき世代の会」を母体として生まれた少額短期保険業者です。少額短期保険は、平成18年4月1日の保険業法改正により誕生した新しい業態の事業として、『ミニ保険』とも言われ、お客様のニーズに合ったユニークな保険商品やサービスを提供することが期待されています。

当社は、平成19年11月22日に、関東財務局長(少額短期保険)第8号として登録を完了し、平成19年12月10日における共済会からの「事業譲渡」および「業務及び財産の管理の委託」を経て、事業をスタートしました。平成20年3月より、共済会からの既存契約の切替えを開始し、一方で、医療保険「新 いきいき世代」を発売し、現在に至っております。

当社の設立趣意は、以下の通りです。

少額短期保険会社「いきいき世代株式会社」設立趣意

「いきいき世代」の歩み

2002年10月に医療共済として「いきいき世代」は誕生しました。

雑誌いきいきの読者を対象に、生活に「安心」を届けることを通して、皆様の生活の「安定に寄与」することを基本理念としました。

支えられ、そして誰かを支える相互の「たすけあい」を具現化するために作られた医療共済は多くの読者に支えられ着実に歩みを進め、5年目の2007年5月には加入者2万5千人超となり事業としての基盤ができました。

2006年4月1日、改正保険業の施行

保険業の概念であり、「共済」との概念の違いとしていた「対象の不特定」という文言が削除され、「共済」を含め、ほとんどの保障事業が保険業法の適用となり、共済会「いきいき世代の会」は「少額短期保険会社」という新しい事業体を目差すことを決定し、登録の準備をすすめてきました。

医療共済から少額短期保険会社へ より透明で磐石な経営を目差す

保険業法改正にともなって少額短期保険会社を設立するためには適切な保険商品の構築、わかりやすい約款、適切な組織作り、磐石な財務や情報公開、内部統制の態勢などがより一層求められることになりました。

これらは行政の求める契約者保護を目的にするものであり、「いきいき世代」の特長であるいきいきの仲間同士の支え合いが生み出す「安心」に加えて、新たな「安定」を提供するものです。

健康に生きるための支援を行う保障

本当に必要としている保障とはなにかを考えたとき、それは自らの中にいきる力をはぐくめること、そして与えられた命にふさわしい健康を取り戻していただけることだと考えます。

優れた保障内容の提供のみならず、皆で支えあっていることが実感できる情報や、病気にならないための提案など、今までの保険会社では成しえなかった新たな保険を提供し「いきいき世代」が多くの皆様の健康を支援することを目的として少額短期保険会社を設立いたします。

2007年7月

いきいき世代株式会社

代表取締役 **本間 尚登**

(3) 会社の沿革

- ◆ 平成 14 年 7 月 共済会「いきいき世代の会」設立
- ◆ 平成 14 年 10 月 『いきいき』11月号より、医療共済『いきいき世代』募集開始
- ◆ 平成 15 年 1 月 無料電話健康相談・全国人間ドック紹介サービス開始
- ◆ 平成 16 年 2 月 医療共済『いきいき世代』加入者 5,000 人突破
- ◆ 平成 16 年 3 月 聖路加・予防医療センターの 1 日人間ドック優先予約サービス開始
- ◆ 平成 16 年 10 月 金融庁金融審議会金融第二部会公聴会参加
- ◆ 平成 16 年 12 月 日帰入院・手術の給付開始
- ◆ 平成 17 年 4 月 医療共済『いきいき世代』加入者 10,000 人突破
- ◆ 平成 17 年 11 月 保障 90 歳延長等給付開始
- ◆ 平成 18 年 1 月 医療共済『いきいき世代』加入者 15,000 人突破
- ◆ 平成 18 年 4 月 特定保険業者届出実施（財務局）
- ◆ 平成 18 年 6 月 日本少額短期保険協会（2 協会合併）参画
- ◆ 平成 18 年 10 月 医療共済『いきいき世代』加入者 20,000 人突破
- ◆ 平成 18 年 11 月 セカンドオピニオン・優秀専門医紹介サービス開始
- ◆ 平成 19 年 5 月 医療共済『いきいき世代』加入者 25,000 人突破

以上、共済会の沿革

- ◆ 平成 19 年 7 月 3 日 準備会社設立（『いきいき世代の会プランニング株式会社』）
- ◆ 平成 19 年 8 月 24 日 『いきいき世代株式会社』へ商号変更
- ◆ 平成 19 年 11 月 22 日 少額短期保険業者 関東財務局長（少額短期保険）第 8 号登録
- ◆ 平成 19 年 11 月 29 日 「事業譲渡等」の認可取得
「業務及び財産の管理の委託」認可取得
- ◆ 平成 19 年 12 月 6 日 「業務及び財産の管理の委託」公告
- ◆ 平成 19 年 12 月 10 日 「業務及び財産の管理の委託」を実施し、本格的に事業開始
- ◆ 平成 20 年 2 月 1 日 医療保険『新 いきいき世代』販売開始
- ◆ 平成 20 年 3 月 1 日 共済会から少額短期保険業者への契約切替え開始

現在に至る

(4) 経営の組織

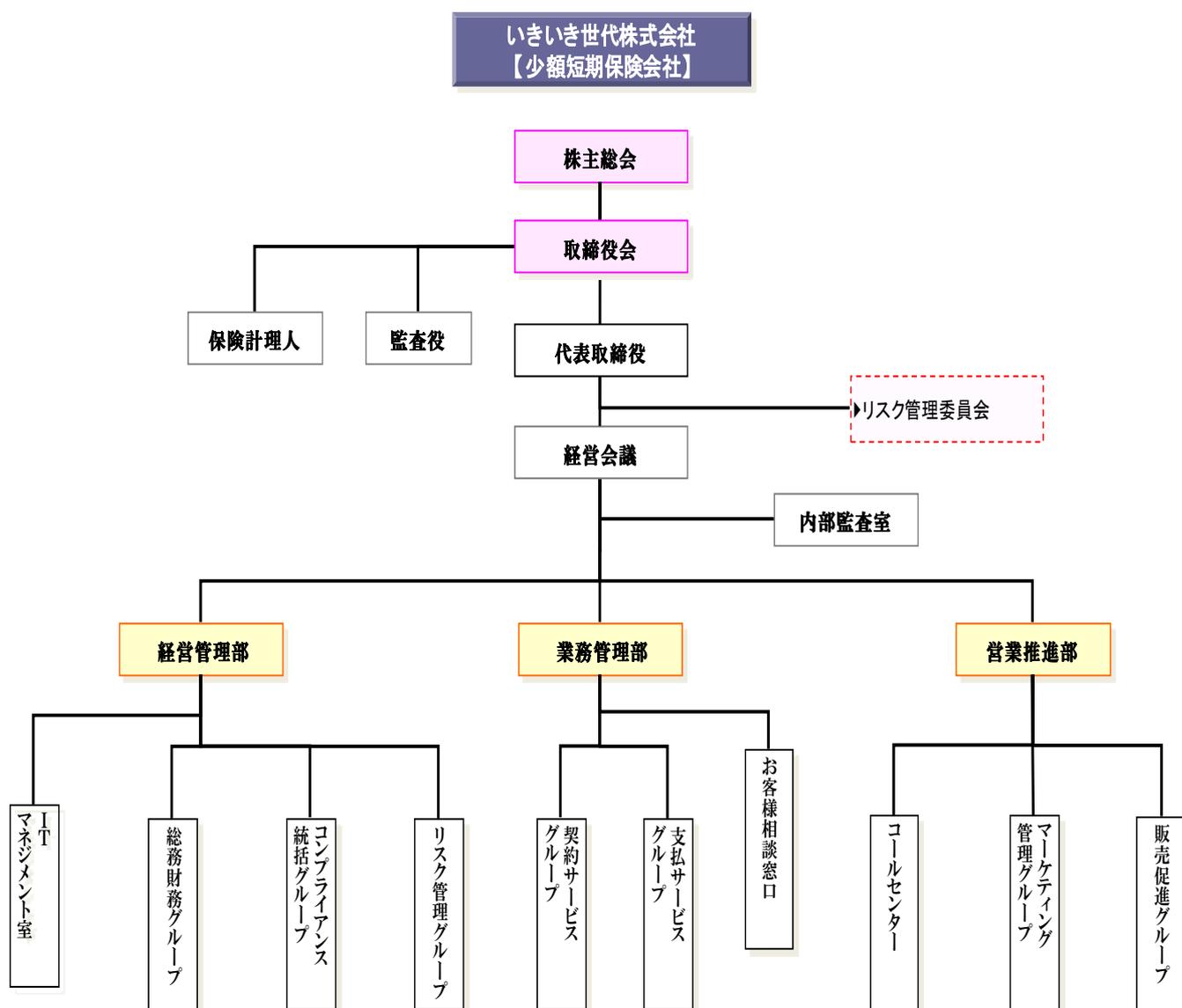
① 所在地

<本 社> 〒162-0825 東京都新宿区神楽坂四丁目1番1号 オザワビル

<支店等> 現在、支社・支店等はありません。

② 組織図

[平成 20 年 6 月 30 日現在]



(5) 株式の状況

① 株式数

| | |
|----------|--------|
| 発行可能株式総数 | 2,880株 |
| 発行済株式 | 720株 |

② 株主数

| | |
|------------|-----|
| 平成19年度末株主数 | 19名 |
|------------|-----|

③ 主要な株主の状況

平成19年度末現在

| 株主の氏名又は名称 | 当社への出資状況 | |
|---------------------|-------------|-------------|
| | 持株数等 (株) | 持株比率 (%) |
| ユーリーグ株式会社 | 107 | 14.86 |
| いきいきネット株式会社 | 107 | 14.86 |
| 片寄 斗史子 | 100 | 13.89 |
| 本間 尚登 | 100 | 13.89 |
| エーオンアフィニティージャパン株式会社 | 46 | 6.39 |
| 佐々木 達人 | 30 | 4.17 |
| 長谷川 清一 | 20 | 2.78 |
| 上村 治 | 20 | 2.78 |
| 長谷部 正規 | 20 | 2.78 |
| 小熊 利章 | 20 | 2.78 |

(※) 上記株主は、当事業年度の末日において、持株数の多い順序に従い、10名を記載しております。

(6) 役員の様況

平成 20 年 6 月 30 日現在

| 氏 名 | 地位及び担当（役職） | 重要な兼職 | その他（兼任の様況等） |
|--------|------------|-------|--------------------------------------|
| 本間 尚登 | 代表取締役社長 | — | — |
| 佐々木 達人 | 取締役経営管理部長 | — | — |
| 中嶋 光徳 | 取締役業務管理部長 | — | 平成 20 年 6 月 10 日招集の定時株主総会にて取締役就任（承認） |
| 朱雀井 亮 | 社外取締役 | — | — |
| 島田 智之 | 社外取締役 | — | — |
| 小松澤 仁 | 社外監査役 | — | — |

（※）社外取締役は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者およびその三親等以内の親族であったことはありません。

(7) 使用人の様況

| 氏 名 | 従業員数 （※1） | | | 平均年齢 |
|-------------------------|-------------------|-------------------|----------------|--------|
| | 平成 18 年度 （前期末） | 平成 19 年度 （当期末） | 当期増減 （※2） | |
| 内勤職員 （内、受入出向者・パート社員） | — | 24 名 （13 名） | 24 名 （13 名） | 44.5 歳 |
| 営業職員 | — | — | — | — |
| 【合計】 | — | 24 名 （13 名） | 24 名 （13 名） | 44.5 歳 |

（※1）従業員数は、各年度末における人員数（受入出向者、パート社員含む）を示し、（ ）内に、受入出向者およびパート社員の人員数を内数で記載しております。

（※2）当期増減は、設立当初からの従業員数の増減を示しております。なお、設立時点では、役員を除き従業員は在籍しておりません。

2. 当社の主要な業務の内容

(1) 取扱商品

当社では、以下の3つの保障がついた医療保険『新 いきいき世代』を取り扱っております。

● 保障内容

① 入院保障

病気やケガの治療を目的として入院した場合にお支払いします。

1回の入院で1日目から90日目まで、

5,000円コース： 日額5,000円

10,000円コース： 日額10,000円

② 手術保障

対象となる89種類の手術を受けた場合にお支払いします。

手術の種類により、

5,000円コース： 5万円、10万円、20万円

10,000円コース： 10万円、20万円、40万円

③ 先進医療保障

厚生労働省が指定している先進医療の技術料に対してお支払いします。

1保険期間（1年間）に、

5,000円コース： 100万円まで

10,000円コース： 200万円まで

また、主な特長は以下のとおりです。

● 主な特長

① 20歳から79歳までお申し込みいただけます。

② 保険期間は1年間。1年ごとに89歳まで更新でき、90歳まで保障が続きます。

③ 病気、ケガによる入院を保障します。

④ 1回の入院について1日目から90日目まで保障します。

- ⑤ 日帰り入院、日帰り手術も保障します。
- ⑥ 病気、ケガによる所定の手術を保障します。
- ⑦ 厚生労働大臣が定める先進医療を保障します。
- ⑧ 給付金額別に、5,000円コースと10,000円コースがあります。
- ⑨ 責任開始日以後、入院・手術・先進医療の3つの保障が同時に開始します。
- ⑩ 傷病歴などがある方への引受対応〔特別条件特則〕(※1)を行っています。

(※1) 当社は、保険契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態（給付金のお支払が発生するリスク）に応じて、お申込への引受対応を行っています。被保険者の健康状態などによっては、お申込をお断りすることがありますが、特定の病気またはこれと医学上重要な関係があると認められる病気に対しての給付を行わない「特別条件特則」を付けてお引受けできることがあります。また、傷病によっては、本特則を付けずにお引受けできることがあります。

(2) 取扱サービス

当社では、保障だけでなく、日々の健康や医療に関する相談をお応えする、以下の5つのサービスを提供し、お客様の日々の活動をご支援しております。

① 24時間無料電話健康相談サービス

日野原重明先生が特別顧問を務めるティーベック株式会社と提携するこのサービスは、医師、看護師など多数の専門家も電話をお受けし、病状や体調についてのご相談、不意のケガへの対応など、幅広く、24時間いつでもお応えします。

② セカンドオピニオンサービス

被保険者の方が受けている治療について、別の医師の意見を電話あるいは面談で聞くことができるサービスで、必要に応じて最適な専門医のご紹介も行います。24時間無料電話健康相談と同じくティーベック株式会社と提携しています。

③ “聖路加” 1日人間ドック優先予約サービス

日本の人間ドック創始者の一人、日野原重明先生が理事長を務める聖路加国際病院の附属クリニック・予防医療センターで行っている1日人間ドックを、特別料金で優先的にご予約いただくことができます。

④ 一律5,000円の診断書作成費用サービス

給付金のご請求には診断書を添えていただきますが、診断書の取得にかかる費用の負担を軽くし、給付金を確実にご請求いただくために、給付金とは別に一律5,000円を診断書作成費用として提供します。

⑤ いきいき無料保険相談

電話または当社内での面談で、保険に関するご相談を無料でお受けしています。なお、当社内での面談は、東京・神楽坂にある“いきいきショールーム”へご来店されたお客様を中心にご案内しています。

(3) 再保険の状況

当社では、法令に基づき、保険金額の上限が3倍となる少額短期保険業者に関する経過措置を適用しております。また、当該規定を適用するため、内閣府令で定めるところにより、当該上限額を超える金額相当額を再保険金額とする再保険を付保することとし、再保険会社と再保険契約を締結しております。

再保険会社の選定にあたっては、「再保険規程」に基づき、再保険会社の財務格付けや財務状況などを勘案し、リスク管理委員会および取締役会にて決定しております。

再保険会社の財務格付けは、以下の通りです。

平成19年度末現在

| 再保険会社 | 財務格付け | | 備 考 |
|---|------------------|------------|--|
| | スタンダード &プアーズ社 | AM ベスト社 | |
| ザ・ソサイエティ・オブ・ロイズ | A+ | A | |
| エイチディーアイ - ケーリング・インドゥストリー・ フェアジツヒヤルング・アクツィーエンゲセルシャフト | A+ | A | |
| スイス・リインシュアランス・カンパニー | AA- | A+ | |
| アリアンツ火災海上保険株式会社 | AA | A+ | なお、左記は持株会社 (アリアンツエスイー)の格付けを示しております。 |

(※) AMベスト社(本社:米国ニュージャージー州)は、米国の保険会社専門信用格付機関で、同国では一般消費者を含め、生・損保の購入に際して保険会社を選別する標準指標となっております。

(4) 保険の募集方法について

当社では、ユーリーグ株式会社が発行する雑誌『いきいき』を中心とした広告宣伝を行い、通信販売方式による保険募集を行っております。また、ホームページやコールセンターを経由した資料請求に基づくダイレクトマーケティングを実施し、コミュニケーションを重視した活動を行っております。したがって、現状では、対面販売を前提とした営業職員や代理店を介した募集は行っておりません。

保険募集を行うにあたっては、以下の点に留意しております。

- ① 広告やお客様へ提供する募集文書の内容および表現について、事前にコンプライアンス担当部署の審査を受け、適切な管理のもとで、適正な告知、説明を行っております。
- ② 主な募集窓口であるコールセンターにおいては、電話対応のマニュアルを整備し、常時チェックする管理体制および定期的に研修・教育プログラムを実施しております。
- ③ コールセンターのオペレーターのみにかかわらず、業務に関わる全職員に少額短期保険募集人の資格取得および登録を義務付けています。また、新規採用者へは資格取得のための研修を行い、資格取得・登録後に業務に従事させることを徹底しております。

当社の勧誘方針は、以下の通りです。

「新 いきいき世代」の販売にあたって

勧 誘 方 針

1. 法令を遵守し、社会全体のルールを踏まえ、適正な販売活動を行います。
2. お客様からのご意見、ご要望をお聞きし、商品内容を正しくご理解いただけるよう努めます。
3. お客様からのお申し込みを誘導するのではなく、あくまでもお客様にとって最適と思われる選択をお考えいただけるようご案内します。
4. お申し込みに際しては、お客様から漏れなく正しい告知をいただくことができるようご案内します。
5. お客様の個人情報については、法令や社内規程に則り、業務の遂行に必要な範囲内での使用に限定し、厳重に管理します。

いきいき世代株式会社

(5) 給付金のお支払について

給付金のお支払は最も重要な業務の1つであり、給付金のお支払業務に係る業務体制の整備や組織強化に日々努めています。

① 「給付金請求受付センター」の設置

保険期間中に治療を目的とした入院をした場合、手術を受けた場合、先進医療を受けた場合に、迅速に給付金をお支払いすべく、専用窓口として「給付金請求受付センター」を設け、サービスの向上に努めています。

② 支払査定および事実確認の体制

給付金の支払可否の判断にあたり、立証責任が弊社にあるか請求者側にあるかにかかわらず、事実関係の調査・確認を十分に行う体制をとっています。

高度な法的判断または医的判断を要するものについては、担当者のみで判断せずに、顧問弁護士・医師等の意見を聞く体制を整えています。

③ 給付金未請求者への請求意思確認の実施

「新しいいき世代」は特約のついていないシンプルな保険であり、給付金支払漏れなどの不払い問題が起こるリスクがもともと少ない商品です。さらに、当社では、給付金請求のお申し出があったにも関わらず請求を行っていないご契約者様にはご連絡をとり、請求意思の確認を行うという、不払い問題対応の一步先をいく対応を実施しています。

④ 給付金をお支払いできない場合の対応

始期前発病や手術給付金の対象外の手術等により、給付金をお支払できない場合があります。その場合には、担当者より電話で直接説明させていただいています。

⑤ 診断書作成費用サービス

短期間のご入院等でも給付金を請求していただきやすくするために、給付金とは別に、一律5,000円を診断書作成費用としてさしあげています。

⑥ 給付金アンケートによるお客様の声の収集

給付金の支払い時には、給付金の請求手続きやスピードについて、また、他の保険に加入している方については他社の状況等についてもお聞きするアンケートをお客様へ送付しています。お客様よりいただいた声は、毎週の定例会議にて職員全員で共有し、業務改善に活かしています。また、その結果を定例的に取締役会等へ報告・協議し、全社的に取り組んでいます。

3. 当社の主要な業務に関する事項

(1) 直近の事業年度（2007年度）における業務の概況

当事業年度における日本経済は、エネルギー・原材料価格の上昇、米国サブプライム・ローン問題による不透明感などを背景に減速している中、金融市場でも少子高齢化の進展とともに1,500兆円にも及ぶ家計の金融資産の適切な投資機会を提供することが求められ、金融商品取引法の施行や内部統制報告制度の導入、銀行窓販の全面解禁等の規制環境が変化してきています。そのような状況で、保険業界では、生損保の多くの保険会社で発生した保険金不払いあるいは支払いもれ問題の対応処理に追われ、消費者からの信頼回復を図るべく、より一層のコンプライアンスや契約者保護の強化に取り組んでいます。また一方では、来店型店舗やインターネット通販等による販売方法の多様化など、サービス形態の動きも見られています。

このような環境の中で、平成18年4月の保険業法の改正により、より消費者のニーズに応えるべく『少額短期保険業』という新しい事業形態が生まれ、当事業年度末（平成20年3月末）におきましては、31社の登録が完了しています。

当社としましては、共済会としての運営から、平成18年4月に特定保険業者として届出を完了し、少額短期保険業者をめざし、平成19年7月3日に「いっきいき世代の会プランニング株式会社」を設立、同年8月24日に社名を「いっきいき世代株式会社」へ変更し、同年11月22日に関東財務局長（少額短期保険業者）第8号として登録を完了いたしました。また、共済会から同会社への円滑な事業運営を行うべく、一部の保険契約の移転を含む「事業譲渡」ならびに「業務及び財産の管理の委託」を申請し、同年11月29日に内閣総理大臣より認可取得、同年12月10日に実施し、本格的な事業をスタートするに至りました。

雑誌「いっきいき」から生まれた医療共済としてスタートし、シンプルで手ごろをモットーに、加入者を着実に伸ばしてまいりましたが、少額短期保険業者として再スタートしても、仲間で支え合う共済のこころを継承し、安心感をお届けしてまいりました。

また、当社では、ご契約者の皆様に既存共済契約から新商品『新 いっきいき世代』への契約切替に十分なお説明とご理解をいただくことに注力し、ご案内の資料（パンフレット等）の準備と徹底した告知・説明を行い、平成20年3月更新の契約から順次契約切替の手続きを開始、また、新商品の新規募集も開始いたしました。さらに、取締役会を中心とした経営管理態勢（ガバナンス）の強化、コンプライアンスや内部監査、リスク管理等の内部統制・管理態勢の整備、その他個人情報保護管理を重点に、金融機関としてのセキュリティーシステムの導入・整備など、契約者保護の基盤となるインフラ構築や経営資源の投入、最適配分を実施してまいりました。

以上の状況の結果、当事業年度の経常収益は、正味収入保険料 24,674 千円（収入保険料 74,881 千円より支払再保険料 50,085 千円、解約返戻金 121 千円控除後）、資産運用収益等その他 250,519 千円により、275,194 千円となりました。一方、経常費用は、正味支払保険金 16 千円

(支払保険金 50 千円より回収再保険金 33 千円控除後)、営業費及び一般管理費 217,116 千円、支払備金および責任準備金繰入額 24,608 千円となったことなどから、当事業年度の経常利益は、43,421 千円、法人税及び住民税を計上した結果、24,356 千円の当期利益、1 株当たり当期純利益は 44,747 円 41 銭 となりました。

【財産及び損益の状況の推移】

(単位：千円)

| 区 分 | | 平成 18 年度 (前期) | 平成 19 年度 (当期) | 増減率 (%) |
|-------------------|------|------------------|------------------|------------|
| 年度末 契約高 (※1) | 個人保険 | — | 163,373 | — |
| 正味収入保険料 (医療保険) | | — | 24,674 | — |
| 利息及び配当金収入 | | — | 22 | — |
| 経常利益 | | — | 43,421 | — |
| 契約者配当準備金繰入額 | | — | — | — |
| 当期純利益 | | — | 24,356 | — |
| 総資産 | | — | 350,277 | — |
| 1 株当たり当期純利益 | | — | 44,747 円 41 銭 | — |

(※1) 契約高は、各契約の年換算保険料を合計したものとなっています。

なお、保険金額(入院給付金 5,000 円または 10,000 円)×契約数を契約高とした場合には、17,385 千円となります。

【翌事業年度における見通しと取り組み】

翌事業年度におきましては、まず第一に平成 20 年 3 月からスタートしている共済から新商品への契約切替えの手続きを万全の体制で継続し、全契約が切り替わるべく、ご契約者様への告知・説明、問合せ対応を堅実に成し遂げ、円滑に完了させる予定です。また、「いきいき」の購読者を中心に過去読者そして一般市場へとマーケットの輪を拡張し、新規契約を含めた加入者 4 万人をめざし、財務体質の基盤を一層強固にしていまいります。

一方、当事業年度から取り組んでいるコンプライアンス、内部監査を中心とした内部統制、ガバナンス態勢を一層強化し、適切な募集・引受・支払などを行うことで幅広くお客様への安心感を提供していきます。

さらに、コールセンターやホームページ等を通じたサービスの質的向上を図り、お客様との対話を深め、顧客満足度を一層高めてまいります。

(2) 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

| 区 分 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 (当期) |
|----------------|----------|----------|------------------|
| 経常収益 | — | — | 275,194 千円 |
| 経常利益 | — | — | 43,421 千円 |
| 当期純利益 | — | — | 24,356 千円 |
| 資本金の額 | — | — | 36,000 千円 |
| (発行済株式の総数) | — | — | 720 株 |
| 純資産額 | — | — | 60,356 千円 |
| 総資産額 | — | — | 350,277 千円 |
| 責任準備金残高 | — | — | 24,236 千円 |
| 有価証券残高 | — | — | — |
| ソルベンシー・マージン比率 | — | — | 5127.3 % |
| 配当性向 | — | — | — |
| 従業員数 (※1) | — | — | 24 名 |
| 正味収入保険料の額 (※2) | — | — | 24,674 千円 |

(※1) 従業員数は各年度末における人員数(受入出向者、パート社員含む)を示し、役員は含めておりません。

(※2) 正味収入保険料の内訳は、以下の通りです。

| | |
|---------|-----------|
| 収入保険料 | 74,881 千円 |
| 支払再保険料 | 50,085 千円 |
| 解約返戻金 | 121 千円 |
| その他の返戻金 | — 千円 |
| 差引 | 24,674 千円 |

(※3) 当社の営業開始日は、平成 19 年 11 月 22 日です。

(3) 直近の2事業年度における業務の状況

当社は、当事業年度（2007年度）より事業を開始しており、主要な業務の状況は以下の通りです。

① 主要な業務の状況を示す指標等

[A] 正味収入保険料（※1）

| 種 目 | 平成 18 年度 | | 平成 19 年度 | |
|--------|----------|-----|-----------|--------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| 医療保険 | — | — | 24,674 千円 | 100.0% |
| その他の保険 | — | — | — | — |
| 【合計】 | — | — | 24,674 千円 | 100.0% |

（※1）正味収入保険料とは、当社元受における収入保険料から、解約返戻金やその他返戻金および当社を契約者とする再保険契約により当社が支払った再保険料を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味収入保険料} = \text{収入保険料} - \text{支払再保険料} - \text{解約返戻金} - \text{その他返戻金}$$

[B] 元受正味保険料（※2）

| 種 目 | 平成 18 年度 | | 平成 19 年度 | |
|--------|----------|-----|-----------|--------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| 医療保険 | — | — | 74,760 千円 | 100.0% |
| その他の保険 | — | — | — | — |
| 【合計】 | — | — | 74,760 千円 | 100.0% |

（※2）元受正味保険料とは、当社元受における収入保険料から、元受解約返戻金や元受その他返戻金を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{元受正味保険料} = \text{元受収入保険料} - \text{元受解約返戻金} - \text{元受その他返戻金}$$

[C] 支払再保険料（※3）

| 種 目 | 平成 18 年度 | | 平成 19 年度 | |
|--------|----------|-----|-----------|--------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| 医療保険 | — | — | 50,085 千円 | 100.0% |
| その他の保険 | — | — | — | — |
| 【合計】 | — | — | 50,085 千円 | 100.0% |

（※3）支払再保険料とは、出再保険料から、再保険返戻金を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{支払再保険料} = \text{出再保険料} - \text{再保険返戻金}$$

[D] 保険引受粗利益（※4）

| 種 目 | 平成 18 年度 | | 平成 19 年度 | |
|--------|----------|-----|-----------|--------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| 医療保険 | — | — | 30,431 千円 | 100.0% |
| その他の保険 | — | — | — | — |
| 【合計】 | — | — | 30,431 千円 | 100.0% |

（※4）保険引受粗利益とは、保険引受収益から、保険引受費用を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{保険引受粗利益} = \text{保険引受収益} - \text{保険引受費用}$$

[E] 保険引受利益（※5）

| 種 目 | 平成 18 年度 | | 平成 19 年度 | |
|--------|----------|-----|-----------|--------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| 医療保険 | — | — | 43,399 千円 | 100.0% |
| その他の保険 | — | — | — | — |
| 【合計】 | — | — | 43,399 千円 | 100.0% |

（※5）保険引受利益とは、保険引受粗利益から、営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加味したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{保険引受利益} = \text{保険引受粗利益} - \text{営業費及び一般管理費} \\ + (\text{その他経常収益} - \text{その他経常費用})$$

[F] 正味支払保険金（※6）

| 種 目 | 平成 18 年度 | | 平成 19 年度 | |
|--------|----------|-----|----------|--------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| 医療保険 | — | — | 16 千円 | 100.0% |
| その他の保険 | — | — | — | — |
| 【合計】 | — | — | 16 千円 | 100.0% |

（※6）正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金から、当社を契約者とする再保険契約により当社が回収した再保険金を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味支払保険金} = \text{支払保険金} - \text{回収再保険金}$$

[G] 元受正味支払保険金 (※7)

| 種 目 | 平成 18 年度 | | 平成 19 年度 | |
|--------|----------|-----|----------|--------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| 医療保険 | — | — | 50 千円 | 100.0% |
| その他の保険 | — | — | — | — |
| 【合計】 | — | — | 50 千円 | 100.0% |

(※7) 元受正味支払保険金とは、当社元受における支払保険金から、元受契約に係る求償等により回収した金額を控除したものを示しています。

[H] 回収再保険金

| 種 目 | 平成 18 年度 | | 平成 19 年度 | |
|--------|----------|-----|----------|--------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| 医療保険 | — | — | 33 千円 | 100.0% |
| その他の保険 | — | — | — | — |
| 【合計】 | — | — | 33 千円 | 100.0% |

② 保険契約に関する指標等

[A] 契約者配当金

該当事項はございません。

[B] 正味損害率（※1）、正味事業費率（※2）およびその合算率<コンバインド・レシオ>（※3）

当事業年度は、初年度における運営準備費用等の特殊要因が含まれているため、事業費は収入保険料に比べ過大に計上されております。

| 種 目 | 平成 18 年度 | | | 平成 19 年度 | | |
|--------|-----------|------------|----------------|-----------|------------|----------------|
| | 正味 損害率 | 正味 事業費率 | コンバインド ・レシオ | 正味 損害率 | 正味 事業費率 | コンバインド ・レシオ |
| 医療保険 | — | — | — | 0.07% | 165.79% | 165.86% |
| その他の保険 | — | — | — | — | — | — |
| 【合計】 | — | — | — | 0.07% | 165.79% | 165.86% |

（※1）正味損害率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味損害率} = (\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

（※2）正味事業費率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味事業費率} = (\text{諸手数料及び集金費} + \text{営業費及び一般管理費}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

なお、諸手薄料及び集金費、営業費及び一般管理費は、保険引受に係るものに限るものとします。

（※3）合算率<コンバインド・レシオ>とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{コンバインド・レシオ} = \text{正味損害率} + \text{正味事業費率}$$

[C] 再保険を引受けた主要な再保険会社（再保険会社の数）と再保険契約内容

| 再保険会社 | 再保険契約内容 | |
|---|------------------|--------|
| | 種類（再保険金額） | 出再割合 |
| ザ・ソサイエティ・オブ・ロイズ | 比例再保険（保険金額の 67%） | 50.0% |
| エイチディーアイ - ゲーリング・インドゥストリー・フェアジツヒヤルング・アクツイーエンゲゼルシャフト | 比例再保険（保険金額の 67%） | 25.0% |
| スイス・リインシュアランス・カンパニー | 比例再保険（保険金額の 67%） | 12.5% |
| アリアンツ火災海上保険株式会社 | 比例再保険（保険金額の 67%） | 12.5% |
| 【再保険会社数：全 4 社】 | | 100.0% |

[D] 再保険を引受けた主要な再保険会社の格付区分ごとの支払再保険料の割合

| 格付区分 (※4) | 支払再保険料における割合 |
|-----------|--------------|
| A以上 | 100.0% |
| BBB以上 | — |
| その他 | — |
| 【合計】 | 100.0% |

(※4) 格付区分は、スタンダード&プアーズ社およびAMベスト社の財務格付を使用しております。なお、各再保険会社の財務格付けは、いずれもA格以上(平成20年3月31日現在)となっております。

[E] 未収再保険金

| 種目 | 平成18年度 | | 平成19年度 | |
|--------|--------|-----|--------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 医療保険 | — | — | 33千円 | 100.0% |
| その他の保険 | — | — | — | — |
| 【合計】 | — | — | 33千円 | 100.0% |

③ 経理に関する指標等

[A] 支払備金（※1）

| 種 目 | 平成 18 年度 | | 平成 19 年度 | |
|--------|----------|-----|----------|--------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| 医療保険 | — | — | 377 千円 | 100.0% |
| その他の保険 | — | — | — | — |
| 【合計】 | — | — | 377 千円 | 100.0% |

（※1）支払備金は、元受契約における普通支払備金および既発生未報告損害から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しています。

[B] 責任準備金（※2）

| 種 目 | 平成 18 年度 | | 平成 19 年度 | |
|--------|----------|-----|-----------|--------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| 医療保険 | — | — | 24,236 千円 | 100.0% |
| その他の保険 | — | — | — | — |
| 【合計】 | — | — | 24,236 千円 | 100.0% |

（※2）責任準備金は、元受契約における普通責任準備金（入院責任準備金、危険保険料積増分含む）および異常危険準備金から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しています。

[C] 利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高 該当事項はございません。

[D] 損害率の上昇に対する経常利益の変動の額

- イ. 上昇率 発生損害率（支払率）が1%上昇すると仮定
- ロ. 算出方法 経常利益の減少額＝発生損害額（支払額）の増加額（※3）
＝既経過保険料×1%（※4）
（※3）異常危険準備金等の取り崩しは考慮いたしません。
（※4）既経過保険料は出再分を控除します。
- ハ. 経常利益の減少額 44.4千円

④ 資産運用に関する指標等

[A] 資産運用の概況

| 区 分 | 平成 18 年度 | | 平成 19 年度 | |
|---------|----------|-----|------------|--------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| 現預金 | — | — | 6,828 千円 | 1.9% |
| 金銭信託 | — | — | — | — |
| 国債 | — | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — | — |
| 政府保証債 | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — |
| 【運用資産計】 | — | — | 6,828 千円 | 1.9% |
| 総資産 | — | — | 350,277 千円 | 100.0% |

[B] 利息及び配当金収入ならびに運用利回り（※1）

| 区 分 | 平成 18 年度 | | 平成 19 年度 | |
|---------|----------|-----|----------|-------|
| | 収入金額 | 利回り | 収入金額 | 利回り |
| 現預金 | — | — | 22 千円 | 0.06% |
| 金銭信託 | — | — | — | — |
| 国債 | — | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — | — |
| 政府保証債 | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — |
| 【運用資産計】 | — | — | 22 千円 | 0.06% |

（※1）運用利回りは、収入金額を月平均運用額で除して算出しています。

[C] 保有有価証券の種類別の残高、構成比、利回りおよび残存期間別残高
該当事項はございません。

(4) 責任準備金の残高の内訳

当事業年度（2007年度）末における責任準備金残高の内訳は、以下の通りです。

| 種 目 | 普通責任準備金 | | | | | 小 計 |
|--------|---------------|------------|--------------------|-------------|-------------|-----------|
| | 未経過保険料 (イ) | 収支残 (ロ) | (イ)と(ロ)の うち大きい方 | 入院責任 準備金 | 危険保険 料積増 | |
| 医療保険 | 20,232 千円 | △17,077 千円 | 20,232 千円 | 1,654 千円 | 50 千円 | 21,937 千円 |
| その他の保険 | — | — | — | — | — | — |
| 【合計】 | 20,232 千円 | △17,077 千円 | 20,232 千円 | 1,654 千円 | 50 千円 | 21,937 千円 |

| 種 目 | 異常危険準備金 | 契約者 配当準備金等 | 合 計 |
|--------|----------|---------------|-----------|
| 医療保険 | 2,298 千円 | — | 24,236 千円 |
| その他の保険 | — | — | — |
| 【合計】 | 2,298 千円 | — | 24,236 千円 |

(※1) 責任準備金は、元受契約における普通責任準備金（入院責任準備金、危険保険料積増分含む）および異常危険準備金から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しております。

4. 当社の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制について

当社では、保険引受リスク、オペレーショナルリスク、資産運用・流動性リスク、個人情報漏えいリスク、雇用・労務リスク、風評リスク、信用リスク等の様々なリスクをコントロールし、

I. 事前の予防（早期発見） II. 損失の評価・原因分析（正確かつタイムリーな状況把握と報告体制） III. 対応策の実施（迅速かつ的確な対応） を実践するために、以下のような体制を構築しております。

① リスク管理委員会の設置

全社的な立場でリスク情報の把握やその対応方針およびその方策の立案等を実施し、リスク管理に関する一元的な体制を確立するため、独立した組織として「リスク管理委員会」を設置しております。機動的な運営により、問題・原因の早期発見に努め、未然の事故防止などに心がけております。また、リスクの監視体制のもと、取締役会等への正確かつ的確な報告・協議を行っております。

② 危機管理体制の整備

当社の経営に多大な影響を及ぼす地震や火災、伝染病などの災害や個人情報漏えいなどの犯罪などの有事に対して、迅速かつタイムリーな対応および正常な業務活動の早期回復を図ることを目的とした「危機管理基本方針・規程」や「災害対策規程」を設け、有事の組織編成や管理・運営方針を定めております。また、保険引受リスクについては、再保険の付保を行い、格付けの高い再保険会社との契約を締結しております。オペレーショナルリスクについては、「事務リスク管理方針・管理規程」や「システムリスク管理方針・管理規程」などを設け、各リスクの発生防止や軽減を図っております。

③ コンティンジェンシープランの策定

有事の際の被害・損失の抑制および業務の継続を図るため、事前の対応策として「コンティンジェンシープラン」を策定しております。特に、情報システムの障害時対応、契約管理等の顧客対応、給付金支払い業務、資金・出納業務の継続対応など、災害や事故を想定したプランを策定し、その内容・結果は適時取締役会へ報告されております。

また、定期的な給付金支払いに関する支払率の把握と分析、財務データの実績把握と分析に基づく支払能力等のモニタリングなども、継続的に実施し、定例的に取締役会への報告ならびに将来リスクへの協議を行っております。

(2) 法令遵守の体制について

当社では、コンプライアンスについて、法令等を厳格に遵守するのみでなく、原理原則（プリンシプルベース）でとらえた業務の健全かつ適切な運営を確保することにより、お客様からの信用と満足度を高め、企業価値と透明性を高めることをめざしております。全役職員へのコンプライアンス・マニュアルの配布と周知徹底、コンプライアンス・プログラムの効果的実践を図り、経営層が先頭に立って全社的に啓蒙しております。特に、個人情報の取扱いには細心の注意を払い、コールセンターを中心とした電話対応や運用ルールに関するマニュアル整備、継続的な教育・研修を実施しております。

また、以下のような体制やしきみを整備し、日々運営しております。

① 取締役会を中核としたコンプライアンス体制

社外取締役2名および保険計理人を含む取締役会において、法令等遵守を経営の最重要課題の1つとして位置付け、月1回の定例報告を含む積極的な取り組みを行っております。また、コンプライアンス・マニュアルやコンプライアンス・プログラムの策定や重要な変更については、必ず取締役会の承認を得るものとし、定期的な見直しを図っております。監査役による取締役会の監視、内部監査室によるコンプライアンス担当部門の業務執行上の監査など、内部牽制機能も十分に配慮しております。

② コンプライアンス統括グループおよびコンプライアンス・オフィサーの設置と機動的運営

各部門長をコンプライアンス担当（オフィサー）として、日常業務における各従業員の教育・指導・監視を徹底し、適時、コンプライアンス担当部署（コンプライアンス統括グループ）へ報告する体制を整備しています。コンプライアンス統括グループは、コンプライアンス・オフィサーとの連携を図り、情報収集を一元管理・統括し、リスク管理委員会や取締役会への報告・協議ならびにコンプライアンス・マニュアルの見直しやプログラムの策定、実施に取り組んでいます。

③ 苦情処理態勢の整備とお客様相談窓口の設置

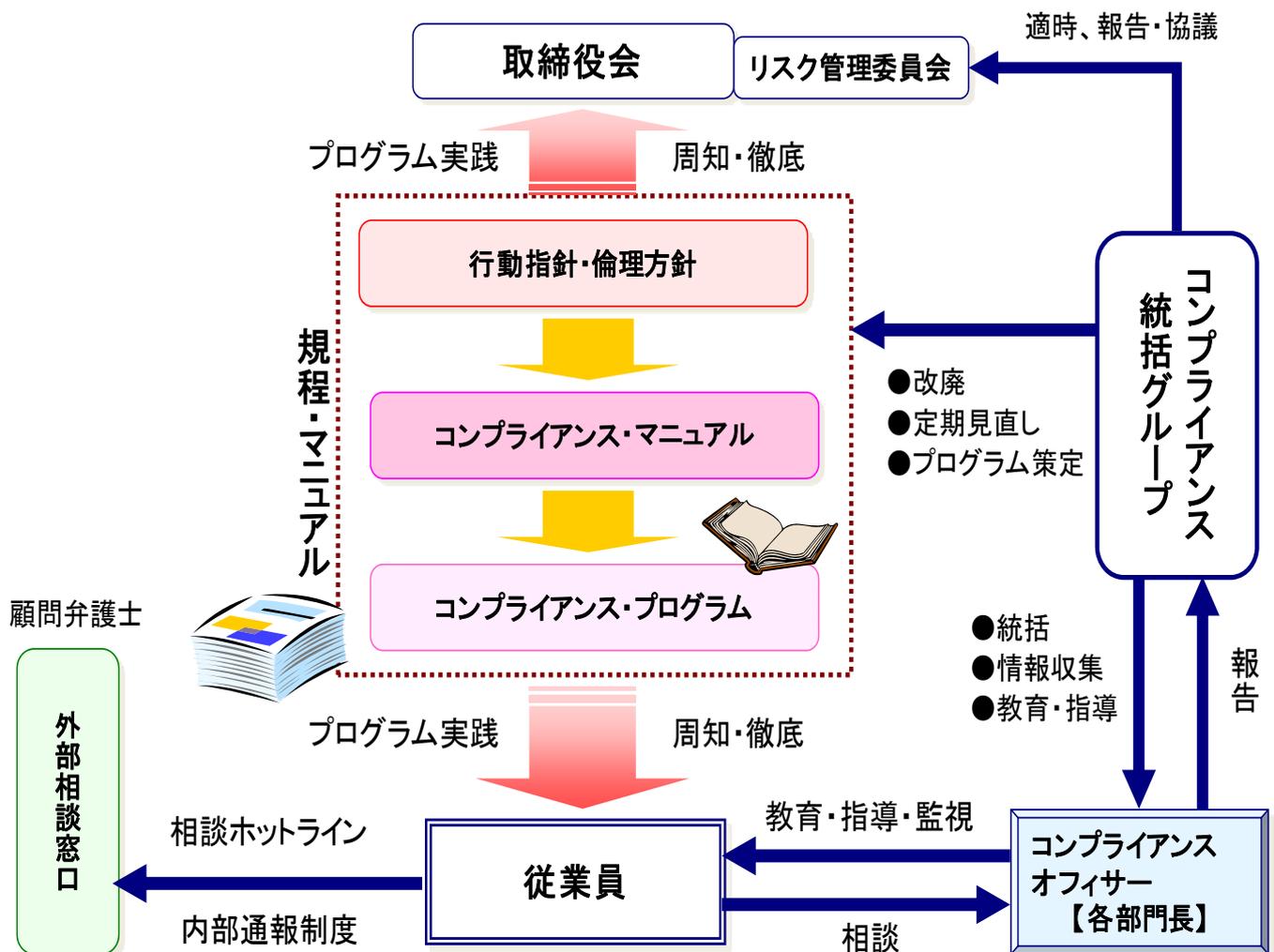
お客様の声に対しては適切かつ真摯に取り扱うことを全職員に徹底し、お客様の満足度の向上を図るべく常に改善に取り組んでおります。また、お客様の声を適切かつ迅速に対応するため、お客様相談窓口を設け、コンプライアンス担当部署との連携による外部専門家へのリーガルチェックなども適時実施しています。苦情処理対応については、“苦情の定義”をコールセンター含めた全職員に浸透させ、お客様相談窓口へのタイムリーな報告体制および受付・対応状況のトレースなど、プロセスを重視したしきみを構築しております。また、苦情対応・処理状況に関して、取締役会への報告を定例的に実践しております。

④ 募集文書の適正な管理

広告やお客様へ提供する募集文書については、その内容および表現が適正かどうか、事前にコンプライアンス担当部署の審査を受け、募集文書番号の付番等適切な管理のもとで、告知、説明を行っております。

⑤ 内部通報制度の導入

社内の不正や違反行為等の未然防止や損害の抑制を図るため、「内部通報制度及び内部通報者保護規程」を明文化し、社内および社外の通報先（ホットライン）を設け、全役職員への周知徹底を図っております。また、保険業法を中心とした不祥事件等に対して、報告・対応／措置方法や行政当局への報告・届出等を手順化した「不祥事件等の対応に関する規程」を設けて迅速な対応が図られるよう整備しております。



(3) 個人情報保護と取扱いについて

当社では、お客様に関する個人情報の管理を最重要視し、その取扱いには細心の注意を図っております。また、“ご契約に際しての大切な事柄”として、個人情報の取扱いおよび「個人情報保護方針」を当社ホームページへの掲載や資料送付時の書面交付などで、積極的に公表・明示し、適切な管理を実践しております。

当社の「個人情報保護方針」は、以下の通りです。

個人情報保護方針

1. 個人情報とは

個人情報とは、お名前やご住所、電話番号、メールアドレスなど、本人が特定できる情報です。当社においては、契約者および被保険者の個人情報、または共同利用としてユーリーグ株式会社から提供を受けるご購読者等の個人情報、あるいは当社従業員の個人情報がこれにあたります。また、機微（センシティブ）情報（政治的見解、宗教、思想および信条、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、並びに犯罪歴に関する情報）については、当社は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年金融庁告示第67号）に基づき、少額短期保険業の適切な運営を確保するために必要な範囲内で取得し、同ガイドラインに掲げる例外の場合を除き、ご本人の許可なく利用又は第三者提供いたしません。

2. 個人情報の取得・利用・提供・預託

当社は具体的には以下の通り、法令に別段の定めがある場合を除き、利用目的を明らかにした上で個人情報を取得いたします。また、本人の同意または法令に基づく場合以外には利用目的の範囲を超えた個人情報の利用、提供はいたしません。また、提供・預託をする場合は、提供・預託先を選定し契約書等の締結を行い、適正に管理いたします。なお、共同利用先であるユーリーグ株式会社との間においても、契約書を締結し、共同利用の範囲・方法等について厳格に定め、同社と同等以上の管理基準を保持いたします。また、機微情報については、共同利用いたしません。

3. 個人情報の利用目的

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、給付金の支払い等、法令で定めた保険事業を行うため
- ②DM等の送付など商品・サービスのご案内のため
- ③各種アンケート、マーケティングや商品開発のため
- ④雑誌等の掲載記事のための取材等の申し入れのため
- ⑤その他当社業務に付随するお知らせや通知の送付およびお問い合わせ受付のため

- ⑥ユーリーグ株式会社とのお名前、ご住所、電話番号、メールアドレス等の範囲での共同利用のため（サービスの共同実施、双方のご案内等必要な範囲で共同利用いたします。詳細は <http://www.i-sedai.com> をご覧ください。）
- ⑦①から⑥の業務を行うにあたり、再保険会社への必要な範囲で個人情報の預託するため
- ⑧当社従業員については雇用および人事・労務管理のためおよび事業遂行上必要な範囲で顧客に通知するため

4. 個人情報の適正管理

取得させていただいた個人情報の漏えい、滅失、き損などの防止策を講じ、厳正な管理により保管・利用いたします。定期的または必要に応じ、防止策の見直し・是正をいたします。また、その管理基準は、金融庁のガイドラインに基づき、共同利用先であるユーリーグ株式会社と同等以上の管理を行います。

5. 法令等の遵守および情報主体であるお客様の権利への配慮

当社は個人情報保護に関する法令・規範およびガイドラインを遵守し、お客様の個人情報や権利への配慮を全社的に徹底いたします。

6. 個人情報保護体制および個人情報保護施策による継続的改善

当社内に個人情報保護のための組織体制を確立し、金融庁ガイドラインに準拠した個人情報保護施策を実行し、かつ、システム技術や社会動向などの状況を考慮した定期的な監査および確認を行うことにより、継続的な改善を実施し、お客様が安心して当社サービスをご利用いただけるよう努めます。

7. 情報提供の任意性・結果および個人情報の開示・訂正・利用の停止およびお問い合わせ

当社の個人情報の取得に対する通知・公表事項への同意は任意ですが、ご同意いただけない場合、保険契約のお引受けができないことがあります。また、ご本人から個人情報の開示・訂正などのご希望があった場合には、速やかに対応いたします。利用停止のご希望に対しては、速やかに利用を停止し、当該個人情報を削除いたします。個人情報の取り扱いおよび管理については、下記窓口までお問い合わせください。

【個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ窓口】

いきいき世代株式会社

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 4-1-1

■ お客様相談窓口

■ TEL 0120-19-0703 ■ FAX 0120-74-8165

■ e-mail privacy@i-sedai.com

〔注記〕

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 固定資産の減価償却の方法

定額法を採用しております。
また、ソフトウェアについては、会社所定の利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 退職給与引当金の会計処理

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職一時金制度に基づき、当年度末において発生していると認められる額を計上しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,063 千円

3. 当年度において、税効果会計を適用しておりません。

4. 支払備金の内訳

| | |
|--------------|----------|
| 普通支払備金 | 1,145 千円 |
| 既発生未報告損害 | － 千円 |
| 計 | 1,145 千円 |
| 同上にかかる出再支払備金 | 767 千円 |
| 差引 | 377 千円 |

5. 責任準備金の内訳

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 普通責任準備金 (入院責任準備金、危険保険料積増分含む) | 66,476 千円 |
| 異常危険準備金 | 6,965 千円 |
| 計 | 73,442 千円 |
| 同上にかかる出再責任準備金 | 49,206 千円 |
| 差引 | 24,236 千円 |
| その他の責任準備金 | － 千円 |
| 合計 | 24,236 千円 |

6. 1株あたりの純資産額 110,884 円 97 銭

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

② 損益計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 平成 19 年 7 月 3 日～ 平成 20 年 3 月 31 日 |
|-------------|----------|--|
| 経常収益 | — | 275,194 |
| 保険引受収益 | — | 24,674 |
| 正味収入保険料 | — | 24,674 |
| その他保険引受収益 | — | — |
| 資産運用収益 | — | 22 |
| 利息及び配当金等収入 | — | 22 |
| その他運用収益 | — | — |
| その他経常収益 | — | 250,497 |
| 経常費用 | — | 231,773 |
| 保険引受費用 | — | △5,927 |
| 正味支払保険金 | — | 16 |
| 損害調査費 | — | — |
| 諸手数料及び集金費 | — | △30,552 |
| 支払備金繰入額 | — | 377 |
| 責任準備金繰入額 | — | 24,230 |
| その他保険引受費用 | — | — |
| 資産運用費用 | — | — |
| 営業費及び一般管理費 | — | 217,116 |
| その他経常費用 | — | 20,584 |
| 税金 | — | 440 |
| 減価償却費 | — | 15,925 |
| 退職給付引当金繰入額 | — | 4,209 |
| その他の経常費用 | — | 9 |
| 経常利益 | — | 43,421 |
| 特別利益 | — | — |
| 特別損失 | — | — |
| 価格変動準備金繰入額 | — | — |
| その他特別損失 | — | — |
| 契約者配当準備金繰入額 | — | — |
| 税引前当期純利益 | — | 43,421 |
| 法人税及び住民税 | — | 19,064 |
| 法人税等調整額 | — | — |
| 当期純利益 | — | 24,356 |

〔注記〕

1. 主な収益及び費用に関する内訳

(1) 正味収入保険料

| | |
|--------|-----------|
| 収入保険料 | 74,881 千円 |
| 支払再保険料 | 50,085 千円 |
| 解約返戻金 | 121 千円 |
| その他返戻金 | － 千円 |
| 差引 | 24,674 千円 |

(2) 支払備金繰入額

| | |
|--------------|----------|
| 普通支払備金 | 1,145 千円 |
| 既発生未報告損害 | － 千円 |
| 計 | 1,145 千円 |
| 同上にかかる出再支払備金 | 767 千円 |
| 差引 | 377 千円 |

(3) 責任準備金繰入額

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 普通責任準備金 (入院責任準備金、危険保険料積増分含む) | 66,476 千円 |
| 異常危険準備金 | 6,960 千円 |
| 計 | 73,436 千円 |
| 同上にかかる出再責任準備金 | 49,206 千円 |
| 差引 | 24,230 千円 |
| その他の責任準備金 | － 千円 |
| 合計 | 24,230 千円 |

(4) 利息及び配当金収入

| | |
|-------|-------|
| 預貯金利息 | 22 千円 |
|-------|-------|

2. 1株あたりの当期純利益 44,747 円 41 銭

3. 当年度における関連当事者との重要な取引はありません。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 平成 19 年 7 月 3 日～ 平成 20 年 3 月 31 日 |
|----------------------------|----------|--|
| I 営業活動によるキャッシュフロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | — | 24,356 |
| 減価償却費 | — | 15,925 |
| 責任準備金等の増加額 | — | 24,614 |
| 退職給付引当金の増加額 | — | 4,209 |
| 受取利息及び受取配当金 | — | △22 |
| 支払利息 | — | — |
| その他資産の増加額 | — | △211,824 |
| その他負債の増加額 | — | 261,096 |
| 小計 | — | 118,355 |
| 利息及び配当金の受取額 | — | 22 |
| 利息の支払額 | — | — |
| 法人税等の支払額 | — | — |
| 営業活動によるキャッシュフロー | — | 118,377 |
| II 投資活動によるキャッシュフロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | — | — |
| 有価証券の売却・償還による収入 | — | — |
| 有形・無形固定資産の取得による支出 | — | △147,549 |
| 有形・無形固定資産の売却による収入 | — | — |
| その他 | — | — |
| 投資活動によるキャッシュフロー | — | △147,549 |
| III 財務活動によるキャッシュフロー | | |
| 借入による収入 | — | — |
| 借入金の返済による支出 | — | — |
| 社債の発行による収入 | — | — |
| 社債の償還による支出 | — | — |
| 株式の発行による収入 | — | 31,000 |
| 自己株式の取得による支出 | — | — |
| 配当金の支払 | — | — |
| その他 | — | — |
| 財務活動によるキャッシュフロー | — | 31,000 |
| IV 現金及び現金同等物に係る換算差額 | — | — |
| V 現金及び現金同等物の増加額 | — | 1,828 |
| VI 現金及び現金同等物期首残高 | — | 5,000 |
| VII 現金及び現金同等物期末残高 | — | 6,828 |

〔注記〕

1. 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払い預金及び取得日から満期日または償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。

④ 株主資本等変動計算書

[A] 平成18年度

(単位：千円)

| 科 目 | 株主資本 | | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
|--------------------------------|------|-------|---------|-------|---------------------|---------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | | | |
| 前事業年度末残高 | — | — | — | — | — | — | — | |
| 当事業年度変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | — | — | — | — | — | — | — | |
| 剰余金の配当 | — | — | — | — | — | — | — | |
| 当期純利益 | — | — | — | — | — | — | — | |
| 自己株式の処分 | — | — | — | — | — | — | — | |
| 株主資本以外の項目 の当事業年度変動額 (純額) | — | — | — | — | — | — | — | |
| 当事業年度変動額合計 | — | — | — | — | — | — | — | |
| 当事業年度末残高 | — | — | — | — | — | — | — | |

| 科 目 | 評価・換算差額等 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|--------------------------------|----------------------|-----------------|--------------|----------------|-------|-------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延 ヘッジ 損益 | 土地再評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 前事業年度末残高 | — | — | — | — | — | — |
| 当事業年度変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | — | — | — | — | — | — |
| 剰余金の配当 | — | — | — | — | — | — |
| 当期純利益 | — | — | — | — | — | — |
| 自己株式の処分 | — | — | — | — | — | — |
| 株主資本以外の項目 の当事業年度変動額 (純額) | — | — | — | — | — | — |
| 当事業年度変動額合計 | — | — | — | — | — | — |
| 当事業年度末残高 | — | — | — | — | — | — |

[B] 平成19年度（平成19年7月3日～平成20年3月31日）

（単位：千円）

| 科 目 | 株主資本 | | | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
|------------------------|--------|-------|---------|-------|---------------------|---------|---|--------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| 前事業年度末残高 | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 当事業年度変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 36,000 | — | — | — | — | — | — | 36,000 | |
| 剰余金の配当 | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 当期純利益 | — | — | — | — | 24,356 | 24,356 | — | 24,356 | |
| 自己株式の処分 | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額） | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 当事業年度変動額合計 | 36,000 | — | — | — | 24,356 | 24,356 | — | 60,356 | |
| 当事業年度末残高 | 36,000 | — | — | — | 24,356 | 24,356 | — | 60,356 | |

| 科 目 | 評価・換算差額等 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|------------------------|--------------|---------|----------|------------|-------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 前事業年度末残高 | — | — | — | — | — | — |
| 当事業年度変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | — | — | — | — | — | 36,000 |
| 剰余金の配当 | — | — | — | — | — | — |
| 当期純利益 | — | — | — | — | — | 24,356 |
| 自己株式の処分 | — | — | — | — | — | — |
| 株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額） | — | — | — | — | — | — |
| 当事業年度変動額合計 | — | — | — | — | — | 60,356 |
| 当事業年度末残高 | — | — | — | — | — | 60,356 |

〔注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前期末株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|-------|--------|---------|---------|--------|
| 普通株式 | — | 720 株 | — | 720 株 |

（※1） 増加は新株の発行によるものであります。

(2) 保険金等の支払能力の充実の状況

ソルベンシー・マージン比率

| 項 目 | | 平成 18 年度末 | 平成 19 年度末 平成 20 年 3 月 31 日現在 |
|--|--|-----------|---------------------------------|
| (1) ソルベンシー・マージン総額 | | — | 62,655 千円 |
| ① 純資産の部合計 (社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。) | | — | 60,356 千円 |
| ② 価格変動準備金 | | — | — |
| ③ 異常危険準備金 | | — | 2,298 千円 |
| ④ 一般貸倒引当金 | | — | — |
| ⑤ その他有価証券の評価差額 (税効果控除前) (99%又は 100%) | | — | — |
| ⑥ 土地含み損益 (85%又は 100%) | | — | — |
| ⑦ 契約者 (社員) 配当準備金 | | — | — |
| ⑧ 将来利益 | | — | — |
| ⑨ 税効果相当額 | | — | — |
| ⑩ 負債性資本調達手段等 | | — | — |
| 告示 (第 1 4 号) 第 2 条第 3 項第 5 号イに掲げるもの (⑩(a)) | | — | — |
| 告示 (第 1 4 号) 第 2 条第 3 項第 5 号ロに掲げるもの (⑩(b)) | | — | — |
| ⑪ 控除項目 (-) | | — | — |
| (2) リスクの合計額 $\sqrt{[R 1^2 + R 2^2]} + R 3 + R 4$ | | — | 2,443 千円 |
| 保険リスク相当額 | | — | 2,298 千円 |
| R 1 一般保険リスク相当額 | | — | 2,298 千円 |
| R 4 巨大リスク相当額 | | — | — |
| R 2 資産運用リスク相当額 | | — | 636 千円 |
| 価格変動リスク相当額 | | — | — |
| 信用リスク相当額 | | — | 67 千円 |
| 子会社等リスク相当額 | | — | — |
| 再保険リスク相当額 | | — | 568 千円 |
| 再保険回収リスク相当額 | | — | 0 |
| R 3 経営管理リスク相当額 | | — | 58 千円 |
| ソルベンシー・マージン比率 (1) / {(1/2)×(2)} | | — | 5127.3% |

(3) 有価証券または金銭の信託に関する取得価額または契約価額、時価および評価損益

① 有価証券

該当事項はございません。

② 金銭の信託

該当事項はございません。

(4) 公衆の縦覧に供する書類に関する会計監査人の監査の有無

会計監査人の監査は受けておりません。

(5) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書に関する公認会計士または監査法人の監査証明の有無

金融商品取引法第193条の2の規定に基づく公認会計士または監査法人の監査を受けておりません。なお、当事業年度の財務諸表につきましては、監査役による監査を受け、適正に作成および表示されていることの報告を受けております。

(平成20年5月23日付け監査役報告書)

以 上